

鎮西学院大学地域総合研究所規約

第1条 この規約は、鎮西学院大学学則第8条に基づき、地域総合研究所の組織及び運営その他必要な事項について定める。

第2条 本研究所は、長崎県諫早市西栄田町1212番地1 鎮西学院大学構内に設置する。

第3条 本研究所は、長崎ウエスレヤン短期大学地域総合研究所のアカデミックストックを継承し、福祉・経済・国際・文化・言語・社会・教育・地域政策・データサイエンスなど総合社会学部に関わる領域及び複合領域に基礎をおき、国内外の諸地域に関係する構造や機能について研究することを目的とする。また、それら研究成果を総合化する研究機能を果たすとともに、地域におけるシンクタンク機能を担うものとする。

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 諸地域に関する種々の調査・研究活動及びその成果に基づく紀要(所報等)の発行
- (2) 出版事業、委託調査の受託及び共同研究
- (3) 学会、研究会、講演会などの学術交流活動及び大学開放のための地域サービス活動
- (4) その他、本研究所の目的を達成するために必要と認められる活動
 - 2 本研究所の活動は、原則として研究活動計画にしたがって行われるものとする。

第5条 本研究所は、所長、副所長(2名)、正研究員、客員研究員、事務職員をもって構成する。

2 所長及び副所長は、正研究員の協議において選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 所長は、本研究所を代表し、運営及び活動全般を統括する。

2 副所長は、所長を補佐し、本研究所の運営及び活動を推進する。

3 正研究員は、本学の専任教員(教授、准教授、講師及び助教)とする。

4 客員研究員は、本研究所の目的に賛同し、これを希望する者あるいは所長の付託に

応える者とする。なお、任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 本研究所の運営及び事業計画・予算案等については、正研究員により定例会において協議し、決定する。

2 定例会は、毎年4月、6月、9月、11月及び2月に開催するものとする。ただし、所長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 本会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。

附則

この規約は、2021(令和3)年4月1日より施行する。「長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所規約」は廃止する。

この規約は、2024年10月1日に改正・施行する。